

第十五回 参議院内閣委員会會議録第五号

昭和二十七年十二月二十二日(月曜日)午後二時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹下 豊次君

理事 上原 正吉君 横尾 龍君

委員 中川 幸平君 河井 彌八君 村上 義一君 椿 繁夫君 成瀬 晴治君 上條 愛一君 栗栖 起夫君

政府委員 宮内庁次長 宇佐美 毅君 調達庁次長 堀井 啓治君 調達庁不 動産部長 川田 三郎君 外務政務次官 中村 幸八君 事務局側 常任委員 杉田正三郎君 常任委員 藤田 友作君 常任委員 會専門員 藤田 友作君

本日の會議に付した事件 ○日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出、衆議院送付) ○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹下豊次君) 只今から内閣委員会を開会いたします。宇佐美宮内

庁次長から發言を求められておりま

す。 ○政府委員(宇佐美毅君) 只今提案に

なつております高松宮の翁島別邸の

賜手の件でございますが、これにつき

ましては、地元陳情が国会にも出て

おります。いろいろ御議論がござい

まして、改めて高松宮家及び福島県知

事の意向を明確にいたしておきたいと

存する次第でございます。高松宮家

は、あの御用邸につきましては、かね

てから開発につきまして心を配られて

おるわけでございますが、昨今の情勢

から申しまして、なか／＼山林の施業

案その他につきまして手が廻りませ

ず、漸次荒廢する虞れもございませ

で、この地方の開発のためにこれを県

に賜手されまして、地方の利益に処し

てもらいたいとお考えでございませ

を集めて委員会を設置いたしましたして、あの御用邸を中心とする地帯の開発につきました公正な立場から処置をいたして行きたい、従つて、只今申上げました通りにその委員会で討議をいたしまして、山林の使用、収益なり、或いは万一不要の土地があればこれを処置する等、公正な立場、あの土地の開発という立場、目前の利益でなく、あの地方全体の開発の立場から公平に討議を重ねてこれを実現して行きたい、かような考えで提案した次第であります。以上簡単にございませぬがその要旨を御報告いたす次第でございます。

○委員長(竹下豊次君) 只今日本國憲法第八條の規定による議決案に關しまして、宇佐美宮内庁次長から御發言がございませぬが、この際御質疑のあるかたは御發言願ひます。 ○上條愛一君 宇佐美さんにお伺ひいたしましたと思うのですが、今お話になりました高松宮殿下の福島県に御下賜されたお買上げのときは、有栖川宮殿下のお買上げのときは、或いは御別邸が陸止等の場合には元地主に返還するということもあつたやうでありますが、今おつしやつた高松宮殿下のお話の中には、そういう土地をやはり親光厚生施設以外に、必要な場合においては地元民に返還するやうなことも差支えないという意向もあつたやうでございませぬか、その辺のことを承わりたい。

○政府委員(宇佐美毅君) 只今申上げました通り、高松宮家の御意向では、あの土地は誰が所有いたしましたしやうと、あの地方の開発のためならば何の条件も付けないというお考えでございませぬ。 ○上條愛一君 もう一つ承わりたいのは、福島県当局において、委員会をお作りになつて、御下賜後の開発その他については決定したいというお話でありましたが、その委員会の委員の内容等については、十分地元の地主その他の人の意見を代表するやうな人々を加えて委員会を作らうというやうな福島県当局の意向であるかどうか。それから今一つは、この翁島の御用邸につきましては、県当局としても、最初から、明治四十年にお買上げの当時からいささつはよく御存じのことと思ひますので、知事がそういう委員会を作らうというやうな趣旨は、親光厚生に必要なのは最小限度にとどめて、十分に地元民の意向を探入れて、この委員会において善処しようという御意向であるかどうか、その辺のこともおわかりになつておりましたならば、お話を願ひたい。 ○政府委員(宇佐美毅君) 第一の委員会の構成につきましては、知事の言によりますと、いわゆる党派を超越し、元所有者或いは地元の人を加えて、公正な立場から委員会を作りたか、かように申されております。今後この委員会において、あの土地建物をどうするかというものが決定されるわけでございますが、この議案の趣旨にございませぬ通りに、親光厚生の目的ということがその中心をなして思ふのであります。併しながら山林と原野でございますが、あれの使用収益或いはその他の措置につきまして、あの地方開発の全体の立場からよく検討して、適当に処置をするという趣旨に聞かれた次第であります。 ○成瀬晴治君 宇佐美さんにお尋ねしますが、有栖川宮から高松宮へ別邸が移つておるわけですが、そのときに、有栖川宮が土地或いはそのしたものを買上げられるときに土地と何か約束があつたのだからという点を我々聞いているわけですが、今度下げになることについて、高松宮からあなたは何かそういうやうな点についてお聞きになつたことがあるかどうか。 ○政府委員(宇佐美毅君) 一つどう初めに有栖川宮家で買取られましたとき以降におきまして、不要になつた場合の処置につきましては、高松宮家、或いは元の帝室林野局関係その他の書類を調べておりますが、不要なときに返していいという記録は何ら出て参つておりませぬ。 ○成瀬晴治君 それはあなたのお調べになつたものでせぬ。 ○政府委員(宇佐美毅君) 宮内庁の事務として調べたわけでございます。 ○成瀬晴治君 念のために、私たちがこれは地元の人からお伺ひしたわけですが、当時買取に立ち会つたと申しますか、当時の役場に勤めておられたその

人の話によりますと、不要になつた場合は地主に返すのだと、現存しておられて非常に老練のためにこへは来れなかつたけれども、そうしたのだというふうなことを言われたのですけれども、そういうことをお聞きになつてそれに対して調査しよう、或いはそういうふうな地元のことを先ほどおやつと聞いていますと若干お聞きになつておるようになつたに私は聞いたのです、そういうことをお聞きにならなかつたのですか、或いはそういうことを知つておられたのですか、それについてあなたに調査されなかつたのか。

○政府委員(宇佐美毅君) そういうことを地元で言つておられるということに聞きまして、その意味から調べたいとおりにしよう。

○成瀬權治君 そうするとあなたは地元の關係において現われなかつたけれども、帝室林野局や或いは高松宮、有栖川家の何かそういう書類ですが、そういう關係書類は調べたかと、そういう意味ですね、わかりました。

それからもう一点お尋ねしたいのは、非常にあなたの私はこれはここで答えられたりいろいろ言われておりますように困難があるかと存じますが、例えばこれが観光とか厚生に全地域が必要だというふうな場合には私は知事は考へておらなかつたのだらうと思つたのですが、そういうふうなことにいつての具体的な事は若干せられたものか、どんなふうでございませうか。

な、そのために必要でない土地等があれば至急所有者等に返すようなことがあるのかどうかというふうな質問はいたしましたが、これは今回で済ました委員会においてよく検討した上でやりたいということにございまして、県において公明に検討の上でやりたい、という考へてございませう。

○成瀬權治君 それからもう一点、政府委員にお聞きしたいのですが、買上げられたときに、あなたはそれじや土地がどれぐらいの値段で買上げられておるかという事は調べになつたのですか、そうして当時の相場と比較してそれが妥当であつたかどうか、というふうなことはお調べになつておるわけですか。

○政府委員(宇佐美毅君) 自身としてはその当時の買上げ値段或いは時価との關係というのはじかに調査いたしておりません。ただ先日県のほうの意向も聞いてはみたが、いろいろ衆議院を通じての御質問でありまして、非常に時価より安く買つたのじやないかというふうなことにございまして、当時の關係もございまして、知事の見方も一応聞きましたけれども、逆でございまして、そういうことははないという意向のようになつておりました。私自身はさういふ意向について調べておりません。

○成瀬權治君 その不当な値段で買上げたのではないと、妥当な値段で買上げたのだというふうなことは、知事があなたに申ししたことなんですね。

やないですか。

○政府委員(宇佐美毅君) 知事です。○成瀬權治君 知事がそういうふうな言つたんですね。○政府委員(宇佐美毅君) はあ。

○榊原素夫君 関連しておられますから尋ねますが、宮内庁はこの国会のこの陳情が出ておられるのを御覽になつて、高松宮にこういう陳情が国会のほうにも出ておられるし、論議もあるのです、高松宮にこういう陳情が国会のほうから出ておられるし、論議もあるのです、高松宮にこういう陳情が国会のほうから出ておられるし、論議もあるのです、高松宮に...

○政府委員(宇佐美毅君) 前回も同じとお答え申し上げましたが、高松宮家は地元と申しますが、旧所有者でございませうか、約五回に亘つて過去において陳情がございまして、宮内庁自体には国会にこの議案がかかりました後に初めてございませう。勿論こういう陳情がございませうことは高松宮家ではよく御承知でございませう。その上で今の御承知でございませう。その上で今のような方針を伺つて參つたのでございませう。

○榊原素夫君 それではこの国会にはこの御承知でございませう、第二号と二回に亘つて陳情が出ておる、特にまあ今国会になりましてから衆議院でも論議がございまして、その結果この国会の事情などを宮内庁から御報告になりまして、そうしてこの御承知でございませう、ご承知の通り、御方針を宮内庁に御承知でございませうか、御方針を宮内庁に御承知でございませうか。

○政府委員(宇佐美毅君) この問題は、只今申上げました通り宮内庁においては終戦後土地開放その他その都度陳情がございまして御承知でございませう。今国会でいろいろ御議論がございませう、公式の委員会ではございませうけれども、高松宮家及び知事の考へを当局で確かめるようにというお話をございませう、先ほど申し上げましたようなことを確かめて御報告申し上げた次第でございませう。

○榊原素夫君 それからなおこの福島県知事がこの委員会を設けて、これが処置と言ひますか、今後の取扱ひ方について委員を以て方針を決定したいというふうな事がある、これは只今の御報告でわかりましたが、福島県知事のお考へは、この高松宮家から今度賜与される部分についての委員会の設置を考へておられるのじやないか、それとも一般的に福島県の観光、厚生施設等に関する委員会を持つ方針なんでしょうか。その点お聞きになつておりましたら。

○政府委員(宇佐美毅君) これは先ほど申上げました通り、国会等の御議論に鑑みて慎重を期する意味で委員会を作るということにございませう。

○上條愛一君 もう一つお伺ひたいのは、この有栖川宮殿下が土地お買上げの際に、若し將來においてこの土地が不要のときか、又は御別邸が廃止等のときは元の地主に返還すると、こういう話があつたということがこの陳情書にも明記してあります、殊にこの陳情書には、その証人としては当時土地の買上げに當つた翁島の二瓶助役がなお存命中であるというふうな書かれておられますが、こういう点について宮内庁としては、宮家としては別として、宮内庁としてはやはりこの条件を明らかにする必要があると思ひます、宮内庁はこの翁島の二瓶助役などについて、そういう条件の有無についてお確めになつたことがあるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(宇佐美毅君) その陳情書を国会に提出になりましたものを過般ちよつと拝見いたしました、当局といたしましてはそれにつきまして何ら確めておりません。

○上條愛一君 今後お確めになるというふうな御意向はないのですか。

○政府委員(宇佐美毅君) 御下賜になりましたあとでその措置につきましては恐らく委員会ですべてを審議されると思ひますが、そういった問題が若しあるとすれば、委員会において十分御審議されるのは適当ではないかと私は考へております。

○上條愛一君 そうすると当局としてはそういう意思はないと、それは委員会において委員独自で調べたいとおもふ、と、こういうふうにお考えですか。

○成瀬權治君 私はもう一点念を押すといつては非常に悪いのでございませうが、土地の買上げの価格の問題です、知事はそれは不当な買上げではないのだと、こういうふうにお申されております。陳情書には不当な買上げであると、こういうふうにいふにございませう。そこでその不当な買上げといふものを何に置くかといふことにならざるが、それは例えは帳簿価格のようなものよりも下廻つてゐるものを不当だといふのではなくて、私の言いたいのは時価と比較した場合にどうだと、こゝう言つておるわけですが、この不当な買上げではないのだという値段は帳簿価格を限度にして言つておられるのか、時価を指して言つておられるのか、その辺はどうですか。

○政府委員(宇佐美毅君) 先ほど申し

ました通り、私のほうも当時の書類は調べておりませんし、知事からの話におきましてもそういう詳しい話はいたしておりませんのでつきりいたしません。

○成瀬權治君 そらするとそれはただ漠然と向うが言われただけの話で、あなたのほうは余り追及しなかつた、こういうことですね。

○委員長(竹下豊次君) 本議題につきましては、前の予備審査の際におきましても、相当に質問とお答えがあつたわけでありますが、もう大体御意見も尽きたのではないかと思います。つきましては直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員長(竹下豊次君) 異議なしと認めます。御発言を願います。

○上條愛一君 私は本案そのものに反対するものではありませんが、高松宮家が今回福島県にこれらの土地を御下賜になるにつきましては、觀光厚生施設に善用するようにという仰せであります。これについて私が希望を申し上げます。これについては、折角高松宮殿下がこれらの土地を福島県に払下げられて、觀光厚生施設に善用するようにという思召しでありますが、この土地買上の明治四十年の御買上りのときいきさつを我々が考えて見ますと、土地の地主の諸君は、土地が必要になつた場合は、御別邸隣止の際には、元の地主に返して頂けるものだということを固く信じておられて、大正十四年に高松宮殿下の御成年の記念として八十町歩をすでに払下げられたときにもその趣旨を申上げておられるわけでありまして、例えば翁島の二瓶助役、

御買上げ当時の御に當つたかたも、そのことは証明されておるといふお話もありませんので、これはこのときの御下賜になつた後において、我々は十分その土地についていざごの起らないように円満に処理せられるということ

が、高松宮殿下が福島県に御下賜になる精神にも副う面である。若し折角御下賜になつても、その措置について、後においていろ／＼なる紛糾が起るといふようなことでは、憲法第八條の規定が生かれないように思われます。

定が生きないようには思われます。私共は、次のような強い希望条件を申し上げたいと思つております。それは高松宮殿下もこの土地を御下賜になつた後においては、その処置については福島県当局に御一任されておるのであります。今後は福島県当局の処置になることを考えられますので、そこで福島県当局はこの御下賜になりました土地を御処置される場合に、殊に委員

会においてこの問題を御協議決定される場合においては、十分明治四十年の御買上げ当時の事情をよく公正に御調査を願つて、殊にまだ現在その買上げ

の仕事に携つた二瓶助役も存在しておるのであります。そういう点について十分調査をせられました上、これらのことが事実といたしますならば、高松宮殿下の御趣旨による觀光厚生施設にこれを活用せられることは、これは当然なことであると思つて、でき得る限りこの觀光厚生施設に差支えのない山林、原野、田畑につきましては、これを地元民に還付せられるようにして頂きたい。それからいま一つは、先ほど成瀬委員からも申上げておつたのであります。当時の御買上げの土地の値段等についても、如何ような値段で御買上げになつたかといふことを十分調査の上、その御買上げの当時の適度の値段を以て払下げようならば措置して頂くことが肝要ではないかと考えます。と申し上げます。この地元の地主の人々も十分この措置については納得の行くようならば委員会で善処して頂きたい。そうしないといふと、折角御下賜になつた後のこの土地の善用のためにいろ／＼地元において紛糾が生ずるといふようなことでは甚だ本案の精神にも悖ると考えます。宮内庁におきましては十分今後福島県当局に對しまして、以上私が申し上げたような希望条件の実施せられるようならぬに福島県当局に向つて今後十分なる助言なり、伝達なりをして、この希望条件の円満に達するようならぬ御努力をお願いしたいといふことを希望条件といたしまして本案に賛成するものであります。

○中川幸平君 私は本案に承認を手えて賛成の意を表したいと思つて、先ほどもお話になりましたごとく、高松宮家に直接当時の所有者といふか、関係者が陳情されたといふことも聞いております。又請願書も出ておりますので、それらの事情につきましては非常に考える点もあると思つて、ただ一個人に賜手されるわけでは

ないので、福島県に賜手されて適当に措置されるというような思召しであると思つて、又承りますと、県におきましては調査会といふか、委員会をこしらえて、十分御意思に對して一つは、決して当時の所有者といふか、関係者を無視して処分されること

がないと信じます。又宮家の御意思にも反したような措置はないことを考えます。又、今、上條さんの言われたごとく十分に適切な処置をされるものと信じて、この法案に賛成の意を表します。

○成瀬權治君 憲法第八條の規定による議決案に私は賛成いたします。このことは当然私には行わなければならない、こう考へて私は賛成いたします。と、こう考へて私は賛成いたします。

私が知つておる、やはり皇室と申しますか、皇族関係に買上げられたときの状況のことから考えますと、やはり土地を提供したほうの側では必ずしも快く思つていない、私は口にはそれと申すが出せなかつた昔であるから言われずにおつたと思つて、併しこれが今度払下げになるような、払下げと申しますか、県に對して賜手されるような場合、或いは払下げされるような場合、これをやはり私は土地を提供した人たちがただ一つの頼りとして恐ろしい声にならずに私は幸甚して来たのだと思つて、今このことが賜手される場合に、取り上げては福島県がやつて頂かないと、本間に皇族といふものですか、私

はそういうものに対する恐ろしい声に交つて来るのではないかと、私を非常に憂うものであります。そういうことがないように私は慎重なる、そして適切な措置を福島県に行われるべきものだと、こう信じては、この法案に對して賛成するものであります。○栗栖勉夫君 私は民主クラブを代表してこの決議に賛成いたしましたと思つて、ただ政府といたしましては、当委員会にいろ／＼出ておられます地元民

の声もありませんので、よく福島県知事に連絡をして納得の行くようにして御処理して頂きたいといふことを希望条件として……

○委員長(竹下豊次君) ほかに御発言ございませんか。

上條君以外の委員の御発言を承つておきます。最初上條君の御発言の希望附きの承認ということと同じお気持ちであるように私お察したのであります。さうして理解してお三人ともお差支えございませんか。

○委員長(竹下豊次君) 別にもう御発言もないようでございますから、直ちに採決に入ること御異議ございませんか。

○委員長(竹下豊次君) 御異議なしと認めます。それでは採決に入ります。上條君からお開きの通りの希望条件を附して、さうして本案に賛成する旨の御発言がございましたが、御異議ございませんか。

○委員長(竹下豊次君) 御異議なしと認めます。それでは本件は全会一致で決いたしました。なお本会議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

○委員長(竹下豊次君) それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになっておりまして、本案を可とせられたかたは順次御署名をお願いいたします。

多意見者署名  
上原 正吉 横尾 龍  
中川 幸平 河井 彌八  
村上 義一 榊 繁夫  
成瀬 幡治 上條 愛一  
栗栖 勉夫

○委員長(竹下豊次君) それでは次に外務省設置法の一部を改正する法律案を議題にいたします。御質問願います……、御質問も尽きたかと思っておりますが、直ちに討論に移ることに差支えございませんか。

○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと認めます。御発言願います。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕  
○委員長(竹下豊次君) 速記を始めて下さい。御発言願います。

○上原正吉君 この法案は誠に緊急止むを得ないよう、御審議の経過で拝聴いたしましたので、原案に賛成いたします。

○委員長(竹下豊次君) 上原君から本案に賛成の御意見が述べられました。が、ほかにございませんでしたら、直ちに採決に入ること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(竹下豊次君) 御異議なしと認めます。

それでは上原君の賛成意見通り原案

を可決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(竹下豊次君) 御異議なしと認めます。本案は可決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第四百四条によつてあらかじめ多意見者の承認を経なければならぬことに相成つておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(竹下豊次君) 御異議なしと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられたおかたの御署名を願います。

多意見者署名  
上原 正吉 横尾 龍  
中川 幸平 河井 彌八  
村上 義一 榊 繁夫  
成瀬 幡治 上條 愛一  
栗栖 勉夫

○委員長(竹下豊次君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕  
○委員長(横尾龍君) 委員長はほかに用事があつておいでなされたので、代りまして委員長席に着かして頂きます。

速記をとめて下さい。  
午後三時三十四分速記中止

午後四時二十四分速記開始

〔理事横尾龍君退席、委員長着席〕  
○委員長(竹下豊次君) 速記を始めます。本日の委員会はこれで散会いたします。

午後四時二十五分散会

十二月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、保安庁法の一部を改正する法律案(衆)予備審査のための付託は十二月十六日)

十二月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、元軍人恩給復活に関する請願(第一〇二五号)(第一〇四二号)(第一〇八〇号)(第一二〇〇号)(第一二〇一〇号)(第一二〇二〇号)(第一二〇三〇号)(第一二〇三三号)(第一二一三六号)(第一二四七号)(第一二二一八号)(第一二一九号)

一、農林省統計調査部の昇格等に関する請願(第一〇八七号)(第一〇八八号)(第一〇八九号)(第一〇九〇号)

一、恩給復活に関する請願(第一一三七号)

一、恩給法等の一部を改正する法律附則中一部改正に関する請願(第一一四六号)

一、傷い軍人軍属の恩給に関する請願(第一二二六二号)

一、密漁取締に関する陳情(第三一〇号)

第一〇二五号 昭和二十七年十二月八日受理  
元軍人恩給復活に関する請願

請願者 滋賀県大津市真西町五三 国富八尺廣外六千九百六十九名

紹介議員 西川甚五郎君

元軍人関係の恩給の復活に当つては、証書を交付されている者に対しては、適正なる率に換算して即時支給するとともに、未裁定者の審議は早急に実施の上すみやかにその支給を開始せられたいとの請願。

第一〇四二号 昭和二十七年十二月九日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 宮崎市大字恒久二、一九一 金子篤外六千二百九十五名

紹介議員 竹下 豊次君

元軍人関係の恩給復活に当つては、在職年限、加算等は従来の規定精神を尊重し、戦没者遺族、戦傷病者に対する処置をなるべく厚くせられたいとの請願。

第一〇八〇号 昭和二十七年十二月九日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 大分県別府市浜脇新町二組 小野斌

紹介議員 一松 政二君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

紹介議員 城 義臣君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一〇一〇号 昭和二十七年十二月十日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 東京都新宿区市谷本村町四二一 永持源太外四十四名

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一〇二〇号 昭和二十七年十二月十日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓九〇一 梅本留助外百八十一名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一〇一三〇号 昭和二十七年十二月十一日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 長野県小県郡浦里村浦野九五 山浦昇司外四

十四名

紹介議員 溝口 三郎君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一三六号 昭和二十七年十二月十二日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 広島県福山市御門町 一、六五ノ三 宗清 常一外二千八百九十三名

紹介議員 小林 政夫君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一一四七号 昭和二十七年十二月十二日受理

元軍人恩給復活に関する請願(三通)

請願者 山口県豊浦郡西市町大字殿敷一、〇七一 藤本茂外三千二百二十七名

紹介議員 中川 以良君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一二一八号 昭和二十七年十二月十三日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町神奈川恩給復活期成連 盟内 仙波 安芸

紹介議員 小串 清一君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一二一九号 昭和二十七年十二月十三日受理

元軍人恩給復活に関する請願(四通)

請願者 大分県佐伯市本町 金田高明外九百九十八名

紹介議員 岩男 仁藏君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一〇八七号 昭和二十七年十二月十日受理

農林省統計調査部の昇格等に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡伊作町 山田義国外九百八十四名

紹介議員 佐多 忠隆君

農林統計に関する各種調査は、調査の重複を排除し、調査の向上、とくに調査の客観性保持のため、他の行政部門から分離独立した固有の組織で行うことを理想とし、第十三国会においては参議院で同部を局とすべきであるとの決議まで行われているから、今国会において、すみやかに農林統計調査部を局に昇格せられたいとの請願。

第一〇八八号 昭和二十七年十二月十日受理

農林省統計調査部の昇格等に関する請願

請願者 香川県仲多度郡宇北村 船田敏行外七百七十一名

紹介議員 森崎 隆君

農林行政の基盤である農林統計機構の重要性に鑑み、農林省統計調査部を局に昇格し、現在の調査をさらに向上せしめるために、すみやかに増員を実施せられたいとの請願。

第一〇八九号 昭和二十七年十二月十日受理

農林省統計調査部の昇格等に関する請願(二通)

請願者 熊本県天草郡棚底村 小林正雄外七百九十八名

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第一〇八七号と同じである。

第一一四八号 昭和二十七年十二月十二日受理

農林省統計調査部の昇格等に関する請願

請願者 大分県北海郡大在村 政所 佐藤敏夫外二千五百三十三名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一〇八七号と同じである。

第一一三七号 昭和二十七年十二月十二日受理

恩給復活に関する請願

請願者 香川県丸亀市塩屋町三三三 芥正栄

紹介議員 松原 一彦君

請願者 芥正栄は、昭和十年に退職して以後普通恩給の支給を受けてきたのであるが、昭和二十一年二月一日突然一時恩給に変更の裁定を受けたのにたちまち困窮の生活に陥つた者である。任官以来の在職十六年八箇月に、日露戦争中の応召期間が加算せられ恩給が支給されていたが、勅令第百六十八条により一時恩給に変更されたものであるから、既に講和条約の発効した今日、すみやかに恩給を復活せられたいとの請願。

請願。

第一一四六号 昭和二十七年十二月十二日受理

恩給法等の一部を改正する法律附則中一部改正に関する請願

請願者 北海道網走郡津別町三区 清水雅一郎外十二名

紹介議員 石坂 豊一君

樺太における特定郵便局の制度は、明治四十二年に創設され、局長の身分を終身官とし、一定の条件を具備すれば、世襲も許された特殊な制度であった。しかるに昭和二十一年勅令第五四号により廃官となつた旧局長は、わずかばかりの退職金を受けたのみで、内地における局長に比べ極めて不合理な差別待遇となつていから、この差別待遇を是正するため、昭和二十五年法律第一八四号附則第八項を改正せられたいとの請願。

第一二六二号 昭和二十七年十二月十三日受理

元軍人恩給に関する請願

請願者 福島県若松市栄町三四八 田場川留作外二十三名

紹介議員 松平 勇雄君

元軍人軍属関係の恩給扶助料等が一切廃止された中で、傷い軍人軍属に対する恩給のみは、昭和二十一年勅令第六十八号によつて残されたが、その支給金額は年金としては(全手指の機能を失つた程度)四百円から六百四十円、一時金としては(片側じん臓を失つた程度)百六十円から四百八十円という低額であり、その後これらの支給額は

除々に増額はされたが、現在の物価の上昇率からみれば極めてきん少であつて、終戦後七箇年にわたる窮乏生活によつて、これ等の者は疲弊困ばいの極に達しているから、傷い軍人軍属に対する恩給制度を現在の状況に適合するよう改善せられたいとの請願。

第一三〇号 昭和二十七年十二月十一日受理

密漁取締に関する陳情

陳情者 長崎県北松浦郡鷹島村 島漁業協同組合長理事 木下宗一

密漁船の零細漁民に与える脅威は、年増大の一途にあるが、最近に至つては、ことにはなはだしく、長崎県における中型底曳網、五智網等による不法操業は、暴力事件さえ発生している実情にあるから、取締船を増加し、密漁船の徹底的取締を実施せられたいとの陳情。

[The main body of the page contains extremely faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document.]

昭和二十八年一月二十九日印刷

昭和二十八年一月三十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局